

堤根余熱利用市民施設整備事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答

※質問は、原文を変えずに掲載しています。

令和6年4月30日
川 崎 市

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	5	第2	1	(1)	ア(ウ)	入札参加者の構成	施設整備の際の下請け業者との契約についてもすべて市への通知は必要となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	7	第2	1	(2)	イ(オ)a	維持管理業務に当たる者	維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要なとなる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。とありますが、具体的に必要となる資格及び資格者とは何かご教示ください	入札時の提案内容を踏まえて事業者にてご判断ください。
3	7	第2	1	(2)	イ(オ)a	維持管理業務に当たる者	維持管理業務の遂行において、貴市が想定している担当する業務に必要なとなる資格（許可、登録、認定等）がございましたらご教示ください。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 2の回答をご参照ください。
4	7	第2	1	(2)	イ(オ)c	維持管理業務に当たる者	具体的な管理実績の業務範囲と屋内プールの施設規模をご教示ください。	実施方針に関する質問への回答No. 28の回答をご参照ください。 【実施方針に関する質問への回答No. 28の回答】 （質問） c に記載の屋内温水プールまたは、屋内温水プールを含むスポーツ施設に係る2年以上の維持管理実績を有すること。とありますが、学校施設用途のキャンパスを総合的に管理し、キャンパス内の総合体育館（屋内温水プール含む）の管理も行っている場合、実績に該当するとの理解で宜しいでしょうか。 （回答）要求水準書（案）（p. 4）第1の7(4)「維持管理業務」のア～クの全ての総合管理を行っていることが必要です。
5	7	第2	1	(2)	イ(カ)a	運営業務に当たる者	運営業務の遂行において、貴市が想定している担当する業務に必要なとなる資格（許可、登録、認定等）がございましたらご教示ください。	入札時の提案内容を踏まえて事業者にてご判断ください。
6	7	第2	1	(2)	ウ	市の入札参加資格を有さない者の参加	「貴市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者で、新たに登録を希望する者は、入札参加資格審査資料の提出期限までに登録認定を受けていること。」とございますが、多くの事業参加者を募るためにも、入札参加資格審査資料の提出までに、「インターネットの申請及び書類の提出を行うこと」として頂けませんでしょうか。 また、貴市のサイトでは令和6年度の業者登録申請受付スケジュールがまだ開示されていないように見られましたが、令和5年度同様に毎月15日締切との理解でよろしいでしょうか。	前段については、インターネットの申請及び書類の提出を行っている場合に一時的に参加資格を有しているものと認めますが、その後の手続きにおいて市の競争入札参加資格者名簿への登録がなされなかった場合は、本事業の参加資格の未達として取り扱います。なお、市の競争入札参加資格者名簿への登録がなされなかった場合に限り、6月5日（水）正午までに全ての書類を提出することで当該企業の入替を認めます。 後段については、ご理解のとおりです。以下をご確認ください。 https://www.city.kawasaki.jp/233300/cmsfiles/contents/0000165/165046/5060401nyuusa_tukeiyakuseidonominaositsounituite.pdf
7	11	第3	1			事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	第2回質問回答から提案書類の提出までの期間について、回答内容によっては提案書の内容の変更等が生じる可能性がございます。質問回答を10日程度早めて頂くようご検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
8	11	第3	1			事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)	「入札説明書等に関する質問(第2回)の回答」から「入札及び提案書類の受付」の期間が一月ほどであり、質疑回答を提案書に反映させ、各企業内の内部決済を取得するには短い期間となっております。より良い提案のためにも提案書の受付日程を8月後半等、なるべくずらして頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
9	13	第3	2	(8)	ア	対話の目的	どのような内容についての対話を想定されているかお聞かせいただくことは可能でしょうか。	本事業について市の提示している趣旨や、要求水準等の意図について相互理解を深めることを目的として実施します。具体的な内容は対話の実施要領に示すものとし、参加資格申請者に対して配布します。
10	14	第3	2	(12)	-		プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、代表企業に別途通知するとありますが、提案書以外の動画の使用や模型の使用は不可という理解でよろしいですか。	プレゼンテーション及びヒアリングの詳細の通知時に示します。
11	17	第4	1	(3)	①	温水プール機能	子供用プールとは、前ページの幼児用プールという認識でよろしいでしょうか。	子供用プールの詳細は要求水準書をご確認ください。前頁に示す幼児用プールは本事業において解体を行う現在の堤根余熱利用市民施設のプールです。
12	17	第4	1	(3)	①	温水プール機能	歩行用プールは、既存施設利用者の要望により、全長 30～50m程度とありますが、25mプールのコースを増やすことにより歩行用プールとすることは可能でしょうか？	面積要件をはじめ、その他の要件を満たしたうえで、25mプールのコースを増やすことの対応は可能です。ただし、安全性及び歩行用プール利用者の利便性に配慮してください。
13	25	別紙1	1			サービス対価の構成	開業準備期間中に要するSPC経費は「開業準備業務」に係る対価の支払の対象となるという認識で宜しいでしょうか。	施設の引渡し後供用開始前の開業準備期間中に要するSPC経費についてご理解のとおりです。施設整備期間中に要するSPC経費は施設整備費に含めて下さい。
14	26	別紙1	2	(3)		サービス対価Cの算定方法	各回均等した結果、端数が生じた場合、当該端数は初回または最終回のいずれで調整すれば宜しいでしょうか。	最終回にて調整を行ってください。
15	27	別紙2	1			サービス対価の支払方法	維持管理業務・運營業務の対価について、「事業者は、各事業年度の各月終了後、月次報告書を市へ提出し、市の確認・評価を受けた後30日以内に市にサービス対価Cの請求書を提出する。」とありますが、サービス対価の支払時期は四半期ごととなっています。報告書は月次ではなく四半期ごとの提出という認識で宜しいでしょうか。	入札説明書別紙2,1サービス対価Cの明細について、「事業者は、各事業年度の各月終了後、月次報告書を市へ提出し、市の確認・評価を受けた後30日以内に市にサービス対価Cの請求書を提出する。」を「事業者は、各事業年度の各四半期終了後、四半期報告書を市へ提出し、市の確認・評価を受けた後30日以内に市にサービス対価Cの請求書を提出する。」と入札説明書を変更します。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
16	27	別紙2	1			サービス対価の支払い方法	サービス対価Cの明細欄に「・事業者は、各事業年度の各月終了後、月次報告書を市へ提出し、市の確認・評価を受けた後 30 日以内に市にサービス対価Cの請求書を提出する。 ・市は、請求書受理日から 30 日以内にサービス対価Cを支払う。 ・第1回支払時期は、令和 11 年度第1四半期終了後の請求からとし、計 60 回支払う。」と記載がありますが、先の2ボツは月次のお支払い、との理解でよろしいでしょうか。また、3ボツ目は四半期毎のお支払いとも見えますが、お支払いはどのタイミングかご教示願います。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 15の回答をご参照ください。
17	27	別紙2	1			【サービス対価の支払い時期】	「支払い対象期間」の欄は4期にわかれて記載されており、「支払日」の欄には「請求書受理後30日以内」と記載されております。例えばサービス対価AやBが、期の途中の請求書提出の場合でも、請求書受理後30日以内にお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	28	別紙2	2	(2)		物価変動に伴う改定	「変動前工事費等」は川崎市様からご提示いただくと認識で間違いはないでしょうか。	変動前工事費等は本契約に定められたサービス対価Aのうち当該改定対象となるそれぞれの費用を指します。本契約に定めるサービス対価Aは事業者提案による施設整備費によって定められます。
19	28	別紙2	2	(2)		物価変動に伴う改定	全体工事費ではなく特定の工種に限った物価変動が生じた場合は、その工種の変動率が15%を超えた際に改定をしていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	本入札説明書に提示する物価改定以外の改定は想定していません。
20	28	別紙2	2	(2)	①ア(ア)	サービス対価Aのうち解体撤去工事に係る対価の改定方法	予定価格発表以降、施工計画書の承諾を得た日までの物価変動リスクは、事業者が負担することになるのでしょうか。	物価改定は入札日を基準に行います。そのため、入札日から基準日までの物価変動は本入札説明書に基づき改定を行います。なお、入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 21もご参照ください。
21	28	別紙2	2	(2)	①ア(ア)	サービス対価Aのうち解体撤去工事に係る対価の改定方法	「うち解体撤去工事に係る対価の改定方法 (ア) 市及び事業者は施設整備期間内で市に当該工事に係る施工計画書の承諾を得た日以降に、」とありますが、解体撤去工事費に係る対価の改訂基準日が「施工計画書の承諾を得た日」とありますが、施工計画書の提出日が着工の14日前と考えると、提案書提出日より約2年ほどの期間が経っているため、その期間の物価変動が事業者負担となりますのは大変厳しいです。改訂基準日は提案書提出日として頂けませんでしょうか。どうぞよろしくお願い申し上げます。	入札説明書別紙2, 2, ①ア(ア)に示す内容は物価変動の申出が可能になるタイミングを示しており、物価改定の基準日は入札説明書別紙2, 2, ①ア(ア)をご確認ください。なお、入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 20もあわせてご参照ください。なお、解体撤去業務への着工が業務開始後約2年ほどの期間とありますが、解体撤去業務への着手の開始時期は事業期間開始後であれば指定はありません。
22	29	別紙2	2	(2)	①イ(ア)	サービス対価Aのうち建設工事に係る対価の改定方法	予定価格発表以降、設計業務の完了日までの物価変動リスクは、事業者が負担することになるのでしょうか。	物価改定は入札日を基準に行います。そのため、入札日から基準日までの物価変動は本入札説明書に基づき改定を行います。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
23	29	別紙2	2	(2)	①ア(エ)	サービス対価Aのうち解体撤去工事に係る対価の改定方法	本規定によりサービス対価の変更を行った後、再度行うことができる。この場合、のサービス対価の変更を要求できるのが、「直前の本条項の規定に基づくサービス対価変更の基準日から12ヶ月を経過した後」と、記載がございますが、昨今の物価上昇は1年の内に1.5%以上、上昇することがありえる事象となっております。事業者の安定的な事業活動のためにもサービス対価の変更要求のタイミングは、「直前の本条項の規定に基づくサービス対価変更の基準日から」として頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
24	31	別紙2	2	(2)	②ア	改定の条件	改定率について、前回改定時から1.5%以上変動した場合に改定となっておりますが、1.0%以上に変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
25	31	別紙2	2	(2)	②イ	サービス対価Cの物価変動による改定の計算式	「(初回は令和8年度の物価指数の年度平均値)」とありますが、入札時の令和6年度ではなく令和8年度を基準としている理由をご教示ください。	入札説明書別紙2.2(2)②イのサービス対価Cの物価変動による改定の計算式について「初回は令和6年度の物価指数の年度平均値」と変更します。
26	31	別紙2	2	(2)	②イ	サービス対価Cの物価変動による改定の計算式	「※初回の改定は令和10年度に実施する。」とありますが、維持管理・運営業務開始の令和11年度ではなく令和10年度に実施する理由をご教示ください。	令和11年度サービス対価は予算上令和10年度に金額を決定する必要があるため、令和10年度に令和11年度のサービス対価の改定を実施します。
27	31	別紙2	2	(2)	②イ	サービス対価Cの物価変動による改定の計算式	サービス対価Cの物価変動による改定の計算式での、改定率 α の分母に（初回は令和8年度の物価指数の年度平均値）とございますが、令和8年度の物価指数の年度平均値を基準値と致しますと、提案書で試算した令和6年より2年以上経っており、物価や人件費の変動リスクが大きくなることが想定されます。物価変動改定率 α の基準は提案提出日にかかる年度の物価指数の平均値等、提案提出時の試算と乖離のない時期として頂けませんでしょうか。どうぞよろしくお願い申し上げます。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 25の回答をご参照ください。
28	31	別紙2	2	(2)	②ウ	サービス対価Cの改定方法	維持管理業務の物価変動に採用する指標は、修繕・更新の項目と同じでよいでしょうか。	維持管理運営業務に係る物価変動のうち、「修繕・更新（什器・備品保守点検費のうち修繕・更新に係る費用も含む）」に該当する費用以外はそれぞれ「人件費」や「その他」等の該当する費目で物価改定を行います。物価改定を考慮して事業者にてサービス対価の内訳を提案してください。
29	31	別紙2	2	(2)	②ウ	サービス対価Cの改定方法	「事業者は、毎年度5月30日までに、当該年の4月に公表される指標値の評価を添付」とございますが、昨今の光熱費の変動は月単位の変動も大きいいため、年に一度の見直しではなく、1.5%以上変動した場合、随時、として頂けませんでしょうか。特に水光熱費のかかる施設のためよろしくお願い申し上げます。	原案のとおりとします。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
30	32	別紙2	2	(2)	②ウ	サービス対価Cの改定方法	表中、物価変動の費目について、「その他」は具体的にどのような内容が対象となるかご教示ください。	本事業においてサービス対価Cで支払う費目のうち人件費、電気料金、水道、ガス、修繕・更新（什器・備品保守点検費のうち修繕・更新に係る費用も含む）以外の費目を想定します。
31	33	別紙3	2	(1)	イ	現地における確認	その他必要な確認とはどのような内容と回数を想定されておりますでしょうか。	事業期間中、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準を達成していることを市が確認するために市が確認が必要と判断した内容及びその確認に必要な回数となります。現時点で具体的内容及び回数の想定はありません。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
32	3	第1	6	(3)	ウ	創意工夫の発揮について	民間事業者の提案が、貴市に適切に評価いただき採用になった場合、追加費用を認めていただく可能性もあるのでしょうか。	創意工夫のある提案は予定価格の範囲内で市が負担します。創意工夫のある提案であっても当該提案によって予定価格を超過する場合は失格となります。また、事業者決定後において新たに創意工夫のある提案をした場合においても市は当該費用を負担しません。
33	11	第2	2	(1)	イ(オ)	周辺環境	工事に関する搬入ルート等について、公募期間中に関係各所へ事前協議を行うことは可能でしょうか。	事業者の責任の範囲内で関係各所への事前協議は可能です。
34	12	第2	2	(1)	エ(イ)	CASBEE 川崎	目標値をA以上との記載がありますが、目標ということは達成が義務ではないとの認識でよろしいでしょうか。	竣工時の状態（ボイラ、商用電源利用）で申請を行いAランク取得を行ってください。要求水準書を変更します。
35	14	第2	3	(2)		敷地条件及びインフラ整備状況	※事業用地内に敷設されている電気、余熱(蒸気)、上水の配線・配管等は敷地境界線で切断し、本事業にて解体撤去を行うこととありますが、隣地境界線とは当該敷地と浜川崎支線との境界と理解し、それより1次側の撤去は別途工事区分と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。 資料-02 インフラ整備図もあわせてご参照ください。
36	15	第2	3	(5)	ア	屋内機能	(ウ)コミュニティ機能の面積(340㎡)について、P20(1)ウに記載されている140㎡と200㎡の各々が上限値±10%の考えとしてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
37	15	第2	3	(3)	ア	電力供給会社	市場198号線(横浜市道)より架空による高压供給が可能という内容は東京電力と協議済みと理解してよろしいですか。	東京電力パワーグリッド㈱へ基本計画等の条件をもとに事前協議を行っています。選定された事業者へ協議書を共有します。事業者提案内容による具体的な引込条件については事業者にて東京電力パワーグリッド㈱と協議を行ってください。
38	15	第2	3	(3)	イ	ガス供給会社	本管を100φに布設替えし、供給が可能という内容は概算使用量を見込んだ内容にて協議済みと理解してよろしいでしょうか。また、本管布設替えの費用について御支持若しくは市と協議された担当者を紹介頂く事は可能ですか。	基本計画等の条件を基に東京ガス㈱へ事前協議を行っています。選定された事業者へ協議書を共有します。事業者提案内容による具体的な引込条件については事業者にて東京ガス㈱と協議を行ってください。選定前に協議を行いたい場合は連絡先を市に直接確認してください。
39	16	第2	3	(6)	ア(カ)	配置計画	協議先の関係各所はどちらになりますでしょうか。また、公募中の事前協議は可能でしょうか。	前段については、要求水準書(案)に関する質問への回答No. 29をご参照ください。 後段については、事業者の責任の範囲内で関係各所への事前協議は可能です。 【要求水準書(案)に関する質問への回答No. 29】 (質問) 既存杭存置に関する協議先は川崎市の何課になりますでしょうか。 (回答) 環境局生活環境部廃棄物指導課になります。
40	16	第2	2	(6)	ア	配置計画	余熱エネルギー供給のための接続工事は休館を伴う想定でしょうか。その場合の休館日数をご教示ください。	休館を伴うことは想定していません。事業者にて休館なしにボイラーから余熱供給に切り替えられるよう計画してください。
41	16	第2	3	(5)	イ	屋外機能	(ア)緑地の敷地面積の20%以上を確保する(緑化協議による)とあります。「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」では、公共公益施設は10%以上が義務となっており、できる限り20%の緑化を行うよう記載があります。緑化協議により認められた場合、20%未満としてもよろしいですか。	20%以上としてください。20%以上を確保した計画で緑化協議を行ってください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
42	16	第2	3	(6)	ア(ア)	配置計画	堤根処理センターからの余熱供給が遅れた場合のリスクは、貴市で見えていただくという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	16	第2	3	(6)	ア	配置計画	堤根 73-7 には緑地また屋外広場以外の機能は整備しないことと記載がありますが、駐輪場スペースとすることは可能でしょうか。	堤根 73-7 に駐輪場スペースとすることは不可とします。
44	20	第2	4	(1)	ア ウ	温水プール機能 トレーニング機能	温水プール機能のところで採暖室の設置が求められていますが、ウの温浴施設エリアにおいて、サウナ室を設置することで、採暖室の要求水準は満たされたということになりますでしょうか。	プール機能の採暖室とコミュニティ機能の温浴施設は別の機能として要求しておりますので、サウナ室の設置で採暖室の要求水準を満たしたことはありません。
45	20	第2	4	(1)	ウ	コミュニティ機能	温浴施設としてジャグジーを設置する場合、コミュニティ機能の規模は10%に関わらず面積を削減し、温水プール機能の面積をその分増やすと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。合計の面積が要求水準書 (p. 15) 第2章3(5)アに示す規模となる計画としてください。
46	21	第2	4	(2)	ア	温水プール機能	25mプールの水深は1.2m程度とされていますが、程度とは±何cmまで認められるのでしょうか？	-10cm～+10cmの範囲で設定してください。
47	22 25	第2	4 4	(2) (2)	ア(カ) エ(ア)	監視室・救護室 事務室	ア温水プール機能(カ)監視室・救護室及びエ管理運営機能他(ア)それぞれに救護室(救護スペース)を設置するとの記載がありますが、各々のエリアに要求事項を満たす機能の設置が必要という理解でよろしいでしょうか。	各諸室において救護室利用が必要な利用者がいる場合、緊急時にスムーズな対応ができる範囲において共有することは可能です。共有する提案をする場合は、入札説明書に示す対話において動線等を示してください。
48	25	第2	4	(2)	エ(ア)	管理運営機能他	(ア)事務室について、「管理室として別に設置することも可能とする。」とありますが、管理室とは維持管理業務スタッフの執務室という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	25	第2	4	(2)	ウ(エ)	プール観覧ギャラリー	観覧ギャラリーの監視は目視ではなく、監視カメラ等での監視としてもよろしいでしょうか。ご教示ください。	目視同様に、異変があった場合に適切に対応ができることを前提に可とします。
50	26	第2	4	(2)	エ(オ)	エントランスホール	「小型家電」「食品ロス対策への協力」における回収箱のサイズをご提示願います。	現状は次に示すサイズです。なお、今後大きさについて変動がある可能性があるため、変動前提に計画を行ってください。 ●小型家電回収ボックスのサイズ 横幅560mm×奥行456mm×高さ970mm (看板の部分を含めると133.3cm) ※側面にのぼり旗も設置 (取付金具あり、取り外し可) 今後大きさについて変動がある可能性があるため、変動前提に計画を行ってください。 ●市が実施する食品ロス対策 市が実施する食品ロス対策での回収ボックスのサイズについては、事業者提案となっております。 市民が持ち込んだ食品については、回収の条件 (賞味期限切れではないか等) に合致しているか運営者が確認して預かり、保管をしますので、受付等のボックスは投入・保管する機能を持たせる必要はございません。 なお、ヨネッティー王禅寺の受付に設置しているボックスのサイズについては、360mm×515mm×320mmとなっております。
51	26	第2	4	(2)	エ(ウ)	機械室	ろ過機械室を除く機械室は2階レベル以上に配置との記載ですが、受水槽室はろ過機械室同様地下ピット若しくは1階レベルとしてもよろしいですか。	受水槽室は1階レベルは可としますが、地下ピットは不可とします。ただし、その場合は本市ハザードマップ等を参考に浸水対策を行ってください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
52	26	第2	4	(2)	エ(ウ)	機械室	ろ過機械室を除く機械室は2階レベル以上に配置との記載ですが、消火ポンプ室はろ過機械室同様に地下ピット若しくは1階レベルとしてもよろしいですか。	消火ポンプ室は2階以上としてください。なお、本市ハザードマップ等も確認してください。
53	28	第2	6	(1)	カ	基本事項	『将来、堤根処理センターから電力配線ができるよう、現状の引き込みと同等位置の堤根処理センター側の敷地境界上の取り合い点から受変電設備までの配線経路を整備すること』との記載がありますが、電力供給に関して有償、無償の想定がございましたらご教示願います。	堤根処理センターからの電力供給を行う場合は、有償を想定していますが、現時点では決定していません。
54	29	第2	6	(2)	イ	受変電設備	堤根処理センターからの配線及び受変電設備への接続工事は、施設休館を伴う想定でしょうか。その場合の休館日数をご教示ください。	現時点では、堤根処理センターから給電を行うかは未定であり、将来的に供給される可能性を鑑み、配線経路の整備を要求水準としています。配線の切り替えがある場合も休館日に実施する等休館を伴うことは想定していません。事業者にて休館なしに電力供給が切り替えられるよう計画してください。
55	29	第2	6	(2)	イ	受変電設備	「堤根処理センター供用開始後、将来堤根処理センターから受電できるように計画・整備しておくこと」とありますが、具体的な時期をご教示ください。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 54を参照してください。
56	29	第2	6	(2)	イ	受変電設備	「堤根処理センター供用開始後、将来堤根処理センターから受電できるように計画・整備しておくこと」とありますが、処理センターからの電力供給に伴い光熱費が著しく変更になった場合、サービス対価の増額・減額について貴市と協議が可能でしょうか。	処理センターから電力供給を行うことで、光熱費が増減が生じた場合、本市と協議の上、変更契約が必要となる場合があります。
57	29	第2	6	(2)	イ(ウ)	受変電設備	電気自動車充電設備は、最初から設置して問題はないでしょうか。	可能です。ただし、提案する場合は事業期間中も当該電気自動車充電設備は事業者にて要求水準に基づき管理を行うものとし、電気自動車充電設備の機器代及び整備費、管理に係る費用は事業者負担とし、当該費用も含めて予定価格の範囲内で提案してください。なお、具体的な電気自動車充電設備の性能等については市の政策で決定しますので、設計段階で当該所管課と協議を行うこととし、協議による仕様決定も考慮して提案してください。
58	31	第2	7			機械設備計画の要求水準	インフラ関連検討に伴う関係各所への事前協議は、公募期間中に行ってもよろしいでしょうか。	市としてインフラ関係検討に伴う関係各所への事前協議を公募期間中に行うことは妨げるものではありませんが、実施する場合は事業者の責任において実施するものとしてください。
59	31	第2	6	(2)	ク(イ)	警備設備	映像の保存期間をご教示ください。	1週間から2週間の範囲で事業者提案とします。
60	35	第2	8	(2)	ア(ウ)	緑地	先日の見学会時に現地に残置されていた伐採後の樹木及び伐根されていない切り株につきましても撤去の対象となりますでしょうか。	伐採後の樹木は市で撤去しますが、伐根されていない切り株については事業者にて撤去してください。
61	35	第2	8	(2)	ア(ウ)	緑地	既存樹木について、緑化指針に適合するような場合には残しても問題はないでしょうか。	全て撤去してください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
62	36	第2	8	(2)	オ(キ)	その他	牛乳パックと古着を回収する回収箱のサイズをご提示願います。	回収箱は底があるなど雨が防げるのであれば屋外設置でも可能です。 古着回収ボックスのサイズは、幅1800mm×奥行920mm×高さ1284mm程度です。新ヨネッティー堤根に設置する予定の回収箱は川崎市複合福祉センターふくふく（川崎区日進町5-1）に設置しており、施設供用開始後ふくふくに設置しているものを本市が移動して設置する予定です。牛乳パック回収ボックスのサイズは、幅500mm×奥行500mm×高さ1,200mm程度となっています。今後大きさについて変動がある可能性があるため、変動前提に計画を行ってください。
63	39	第3	4	(2)	イ	基本・実施設計業務	要求水準チェックリストについては、川崎市よりチェックリストの提示がございましたでしょうか。それとも設計で作成し、内容を確認いただくこととなりますでしょうか。ご教示ください。	チェックリストは事業者にて作成してください。
64	39	第3	2			事前調査業務	事前調査については、事業契約書案P15第39条に記載されている調査（測量調査、地盤調査、地質調査、電波障害調査、周辺家屋影響調査）と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業契約書（案）第39条に記載の具体的な調査名は例示です。事業者の判断で必要な調査を実施してください。
65	39	第3	2	(1)		事前調査業務	解体撤去設計の際は、資料-10アスベスト調査報告書を基に行い、改めて調査は行わないとしてよろしいですか。	資料-10アスベスト調査報告書及び既存図面等を元に解体撤去を行ってください。公表資料から合理的に想定できないアスベストが確認された場合は、市の費用負担とします。
66	39	第3	2	(1)		事前調査業務	資料-09土壌汚染調査報告書より、調査済のため、調査不要としてよろしいですか。	土壌汚染調査は不要として計画してください。
67	39	第3	2	(1)		事前調査業務	敷地測量に関する資料は、入札公告時に配布された、資料01事業用地図及び資料20用地平面図のみでよろしいですか。	ご理解のとおりです。
68	39	第3	2	(1)		事前調査業務	敷地測量(平面、面積求積、既存建物位置、既存樹木位置)が必要な場合、事業者負担で敷地測量を行うことでよろしいですか。	ご理解のとおりです。
69	39	第3	2	(1)		事前調査業務	敷地の高低測量資料はありますか。無い場合、事業者負担で高低測量を行うことでよろしいですか。	前段については、資料-20_用地平面図に平成29年3月に調査した際のレベルの記載がございます。不足があれば追加調査をお願いします。 後段については、ご理解のとおりです。
70	39	第3	2	(1)		事前調査業務	敷地の真北測定資料はありますか。無い場合、事業者負担で真北測定を行うことでよろしいですか。	前段については、資料はございません。後段については、ご理解のとおりです。
71	39	第3	2	(1)		事前調査業務	道路境界及び敷地境界は確定していると考えてよろしいですか。確定していない場合、境界確定業務は事業者負担で行うことでよろしいですか。	道路境界及び敷地境界は確定していますが、東電の敷地との境界については一部杭がなく境が不明な部分があるため、事業者にて復元が必要です。
72	39	第3	2	(1)		事前調査業務	必要な調査を事業者の判断により実施することとありますが表現が曖昧です。市側で特に必要とお考えの調査項目はございますか？	設計・建設における検討や各種手続きを含め、事業を推進するにあたり、市より提供済みの資料で不十分となる部分についての調査は事業者で実施してください。 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 64の回答も合わせて参照してください。
73	40	第3	4	(3)	イ	申請業務等	『事業者は、建築確認申請をはじめ建築物を建築しそれを使用することに必要な手続きの一切を行うこと。』との記載がありますが、手続きに必要な費用は事業者負担ということでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
74	42	第3	5	(2)	ツ	工事の留意事項	ホームページ作成及び開設にかかる費用については事業者負担となりますでしょうか。また、ホームページの運用はどなたがする想定でしょうか。	前段については、ホームページ作成・開設、運用に係る費用は事業者負担となります。後段については、ホームページの運用は事業者にて行ってください。
75	42	第3	5	(2)	ト	工事の留意事項	フリーダイヤル設置にかかる費用は事業者負担となりますでしょうか。	フリーダイヤルの設置は事業者負担となります。
76	42	第3	5	(2)	ト	工事の留意事項	堤根余熱利用市民施設整備事業専用のフリーダイヤルとする必要はございますでしょうか。	堤根余熱利用市民施設整備事業専用のフリーダイヤルとしてください。
77	42	第3	5	(3)	オ	解体撤去工事	土壌汚染対策法について、手続きを進めるにあたり、再調査が万が一発生した場合には、市の費用負担にて、市にて再調査をすることを考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
78	42	第3	5	(3)	イ	解体撤去工事	前段で既存建物の杭については、全数引き抜くことを基本とする、とあり、後段で周辺環境に影響が無いと判断された部分は残置を可とするとあります。全数の引き抜きを基本とせず設計・施工計画をすることは事業者の判断で許されると考えてよろしいですか。	全数引抜が前提ですが、環境局生活環境部廃棄物指導課と協議の上、市が認める場合において残置とすることは可能です。また、公募中の事前協議も受け付けておりますので事前相談を希望される場合は、協議を行ってください。
79	42	第3	5	(3)	ア	解体撤去工事	「解体撤去工事は計画地内の全ての建物（杭、基礎、什器備品等を含む。）」とございますが、什器備品は「廃棄物処理法」における「残置物」にあたり、所有者である貴市が直接処理しなくてはならないとの理解でよろしいでしょうか。	備品類は令和6年度末までに市が撤去する予定です。
80	44	第3	6	(1)	エ	工事監理業務	鉄道近接工事及び解体撤去工事の工事監理は業務に含まれますが、解体撤去工事の設計業務はないものと理解してよろしいでしょうか。その場合、監理の対象とする図面についてご教示ください。	解体撤去工事の設計業務は必ずしも求めるものではありません。ただし、既存建物図面は、提供済みの図書のみのため、当該図書で不足と判断する場合は、事業者にて適宜作図等を行ってください。この場合、作成した資料一式は適宜市に提出してください。
81	45	第3	9	(1)	イ	住民説明会対応	近隣住民説明会の対象範囲をご教示ください。	要求水準書（案）に関する質問への回答No. 72をご参照ください。 【要求水準書（案）に関する質問への回答No. 72】 前段については、家屋調査については、資料-06「家屋調査範囲図」を参照してください。住民説明会の範囲は川崎市日進町町内会、下並木町会、池田町内会、日進町市営住宅自治会、柳町自治会、大宮町町内会、横浜市尻手自治会としてください。陳情対応については、近隣住民の範囲は設けません。本施設に施設整備にかかる陳情に対して適切に対応してください。 後段については、事業者が主体となって行ってください。市は必要に応じて協力します。
82	45	第3	9	(1)	イ	住民説明会対応	住民説明会の主体は貴市、事業者は協力、との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問への回答No. 73をご参照ください。 【要求水準書（案）に関する質問への回答No. 73】 （質問）主催は市として、事業主は協力して共同で説明会を開催する認識でよろしいでしょうか。 （回答）住民説明会は事業者が主体となって行ってください。市は必要に応じて協力します。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
83	46	第3	10			その他施設整備上必要な業務	施設整備時に地鎮祭、上棟式、準硬式などの式典の実施は必要となりますでしょうか。	公共工事のため地鎮祭、上棟式等の実施は不可です。
84	48	第4	1	(7)		開業準備期間中の維持管理	供用開始前であることを踏まえて、『第6に示す「維持管理業務要求水準」に準じて、必要となる建築物保守管理、建築設備保守管理、清掃、警備等を行うこと。』とありますので、供用開始後の維持管理体制とは異なる提案でもよろしいでしょうか。	要求水準を満たす維持管理を実施する範囲においてご理解のとおりです。
85	59	第5	2	(2)	ア	年間営業日数	「毎年3週間程度蒸気の供給が休止する」とございますが、ごみ焼却処理施設の炉は何基あり、複数基ある際は全て同時に休止する、との理解でよろしいでしょうか。また、稼働時の予熱による供給電力量はどの程度と想定されているかご教示頂けますでしょうか。	前段については、炉は複数炉ありますが、年3週間程度は蒸気の供給が全て停止する想定です。後段については、入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 54を参照してください。
86	62	第5	2	(5)	表5-6	個人利用における利用料金等	駐車場料金について1台1時間当たり350円と記載がありますが、延長する場合の料金設定についてご教示ください。	延長する場合も1台1時間当たり350円です。
87	63	第5	2	(6)	ア	光熱水費の負担	試運転の協力については、通常配置する要員数で足りる範囲内での協力という認識で宜しいでしょうか。	試運転期間はボイラーと余熱供給の切り替えが生じるため、ボイラーと余熱供給切り替えながら本施設を運営するあたって必要となる要員数を配置してください。
88	63	第5	2	(6)	ア	光熱水費の負担	試運転の協力は休館を伴う想定でしょうか。その場合、休館日数をご教示ください。	試運転時には休館は想定していません。余熱供給時は余熱利用・余熱供給がない期間はボイラーで運営を行ってください。
89	63	第5	2	(6)		光熱水費の負担	隣接する堤根処理センターからの蒸気を利用すること。なお、蒸気供給は令和17年10月から開始するとありますが、10月1日からの蒸気供給を見込めばよろしいでしょうか。	令和17年10月1日から余熱供給があると見込んで計画してください。なお、令和17年10月前においても試運転段階で余熱の供給がある場合があります。
90	63	第5	2	(6)		光熱水費の負担	本施設への蒸気の供給は試運転においても想定しているとありますが、令和17年4月から9月末までの試運転期間中の水光熱費はどのように積算すればよろしいでしょうか。	試運転期間中は余熱供給がないことを前提に光熱水費を提案してください。
91	63 64	第5	3	(1) (2)		統括管理業務モニタリングの実施	統括管理業務として、統括マネジメント業務とモニタリングの実施が運営業務の中の業務として記載されていますが、事業全体を統括管理する業務であるため、運営企業ではなく代表企業の業務としたいと考えています。この場合、代表企業においても運営業務にあたる者としての参加要件を満たす必要がありますでしょうか。	運営業務のうち統括管理業務のみを実施する企業は運営業務に当たる者の参加要件を満たす必要はありませんが、入札説明書第2, 1, (2)イに示す運営業務に当たる者以外のいずれかの参加資格要件を満たすものとしてください。あわせて入札説明書を変更します。
92	74	第5	11	(1)	イ	業務内容	「災害時等に本施設に帰宅困難者等が来た場合は受け入れ可否について市に確認すること。」とありますが、災害時は通信手段も絶たれていることが想定されるため、受け入れ判断については事前に貴市と協議し、協議内容に基づいた判断をすることも可能でしょうか。	災害時に通信手段が絶たれている場合の受け入れ判断については事前に市と協議し、協議内容に基づいて判断を行ってください。災害時に通信手段が絶たれていない場合は市に受け入れ可否について確認を行ってください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
93	74	第5	11	(1)	エ	業務内容	防災備品の備蓄は何名ほどの想定かございましたらご教示願います。	要求水準書（案）に関する質問への回答 No. 105の回答を参照してください。 【要求水準書（案）に関する質問への回答 No. 105】 （質問）エ 帰宅困難者対策用の防災備品を備蓄するなど、災害等の発生時に必要な資機材等を用意し、と記載されていますが、防災備品の調達・事業期間中の更新は全て事業者の業務でしょうか。 備蓄倉庫の必要性、調達費用に関わるため要求水準として貴市が想定している備蓄品の品目や数量を例示頂けますでしょうか。 （回答）前段について、ご理解のとおりです。 後段について、事業者提案とします。運営企業の利用者想定に合わせて計画してください。
94	75	第5	12	(3)	ア(ウ)	備品の管理	事業者が持ち込んだ備品等も管理する必要がありますでしょうかご教示ください。	事業者にて持ち込んだ備品等についても事業実施に支障がないよう適切に管理してください。なお、事業者に帰属する備品については「備品管理台帳」に記載する必要はありません。
95	77	第6	1	(6)	ア	業務責任者	維持管理業務責任者代理は、運営業務の業務責任者代理もしくは業務担当者が代理することは可能ですでしょうか。	維持管理企業の責任で、維持管理業務責任者代理を必要な知識及び技能を有する限りにおいて、運営業務の業務責任者代理もしくは業務責任者が代理することは可能です。
96	77	第6	1	(6)	ア(イ)	業務責任者	「業務責任者」が不在の場合は、不測の事態や災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、他の従業員からあらかじめ責任者代理として定めた人員を配置すること。」とありますが、施設開館中の時間帯に不在になる場合という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、開館時間以外であっても不測の事態や災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、業務責任者及び業務責任者代理等の連絡体制及び参集体制は整えることとしてください。
97	77	第6	1	(6)	ア	業務責任者	維持管理業務責任者は常駐必須となっていますが、配置義務は24時間365日ではなく施設開館日・開館時間内という認識で宜しいでしょうか。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 96の回答をご参照ください。
98	77	第6	1	(6)	ア	業務責任者	維持管理業務責任者は常駐必須となっていますが、余熱利用開始前のボイラー運用期間は責任者を常駐とし、余熱供給開始後の期間は責任者を非常駐とする提案は可能かご教示ください。	事業期間を通じて維持管理業務責任者は常駐としてください。
99	77	第6	1	(6)	ア	業務責任者	設置する熱源(ボイラー)を資格選任不要な機器を選定する場合、維持管理業務責任者の常駐は必要ないと思料しますが、そのような提案は可能かご教示ください。	不可とします。
100	77	第6	1	(6)	ア	業務責任者	本事業において維持管理業務責任者を常時配置としている理由・目的をご教示ください。	PFI事業としての予防保全等の実施に際して性能を満たすことや施設規模を踏まえて維持管理業務責任者の常駐を必須としています。
101	77	第6	1	(6)	ア	業務責任者	維持管理業務責任者の配置時間に定めがあればご教示ください。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 98の回答をご参照ください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
102	85	第6	5	(1)		業務の目的	「『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』（以下「ビル管理法」という。）に準じ」との記載がありますが、本施設は建築物衛生法の特定用途外であり、一部プールなどの空気環境等、同法に定める環境衛生基準に準ずることが困難であると思料します。あくまでも法令上の特定用途（事務所等）部分、その他給排水関係等可能な部分でビル管法に準じた管理を実施する認識で宜しいでしょうか。	法令上の特定用途（事務所等）部分、その他給排水関係等可能な部分でビル管理法に準じた管理を実施してください。
103	85	第6	5	(3)		要求水準	「『ビル管理法』に準じ、衛生管理者を選任し、次の業務を実施すること。」とありますが、ここでの衛生管理者とは建築物衛生管理技術者の認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	85	第6	5	(3)		要求水準	「『ビル管理法』に準じ、衛生管理者を選任し、次の業務を実施すること。」とありますが、本施設はビル管法の対象物件ではないため建築物衛生管理技術者の法的な選任義務も発生しません。本条件は外していただくようご検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
105	87	第6	8	(3)	ア	基本的事項	駐車場及び駐輪場管理業務について、「混雑した場合、又は混雑が予想される場合、利用者の誘導、混雑の緩和及び安全の確保について対応を行うこと。」とありますが、有人による対応が必要という認識で宜しいでしょうか。	近隣への配慮・利用者の安全を確保する観点から混雑した場合、又は混雑が予想される場合において有人での対応を求めるものであり、必ずしも全ての開館日・時間において有人での対応を求めるものではありません。
106	87	第6	8	(3)	ア	基本的事項	駐車場及び駐輪場管理業務について、「混雑した場合、又は混雑が予想される場合、利用者の誘導、混雑の緩和及び安全の確保について対応を行うこと。」とありますが、これまでの指定管理期間と異なり、駐車場及び駐輪場管理業務に有人による対応が必要な背景をご教示ください。	新たな施設においてはトレーニング機能の追加や駐車場台数の拡大に伴い、車での利用者が増加することが想定されます。近隣への配慮や安全確保のために混雑した場合、又は混雑が予想される場合において有人で対応を行ってください。
107	87	第6	8	(3)	ア	基本的事項	駐車場及び駐輪場管理業務について、「混雑した場合、又は混雑が予想される場合、利用者の誘導、混雑の緩和及び安全の確保について対応を行うこと。」とありますが、記載の業務内容は有人警備での対応が必要になると思料します。その場合、常時警備員を配置する体制となり大幅な金額増額が予想されます。要求水準を満たすことを前提に有人での対応とすることは事業者の提案としていただけないでしょうか。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 105の回答をご参照ください。
108	-	-	-	-	-	-	敷地見学の際に、一部敷地内樹木の伐採が市により行われていましたが、本案件の解体工事にて伐採が必要となる樹木をご提示ください。もしくは抜根のことと理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 60、No. 61の回答を参照してください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
109	-	資料2	インフラ整備図	2	表2	排水設備	資料-02(インフラ整備図)より、排水については前面道路へ接続と記載されておりますが、各所ヒアリングをしたところ役所間協議だけで半年程度の期間を要するとのことでした。本計画段階では前面道路既存取付管入れ替えのみ見込み、排水調整槽等は不要として考えてよろしいですか。	運用及び事業者提案内容を考慮して、排水調整槽等の要否を事業者にて判断してください。
110	-	資料7				工事車両ルート(案)	工事車両ルート②を施設整備後も引き続き残すので、これを考慮した外構計画にするとあります。このルート上に駐車場を計画した場合、利用する際は車を移動する対応でよろしいですか。又は、ルート上に駐車場の計画は不可となりますか。	ルート上に駐車する車両が市の利用時に即座に移動が可能であれば、本計画地内のルート上に駐車場を整備することは可能です。
111	-	資料12	提出図書一覧(基本設計図書)	6.		工事費概算書	提出書類一覧(基本設計図書)6. 工事費概算書は、過去の工事費実績等から現在の建設市況を反映した内容で作成してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
112	-	資料12	提出図書一覧(基本設計図書)	6.		工事費概算書	提出書類一覧(基本設計図書)6. 工事費概算書は、Excel等の既存ソフトで作成してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
113	-	資料12	提出図書一覧(基本設計図書)	6.		工事費概算書	提出書類一覧(基本設計図書)6. 工事費概算書は、大項目程度とし数量書及び見積書は不要と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。 (様式9-9)施設整備費内訳書の項目以上に分けて作成してください。
114	-	資料12	提出図書一覧(完成図書)	2.		存置杭位置図等	新築時山留は残置として計画をしてもよろしいでしょうか。	すべて撤去してください。
115	-	資料16				スポーツ教室・教養等講座開催実績	プール教室事業における、直近5か年の収支及び参加人数実績をお示しください。各教室ごとにもお示しいただけますでしょうか。	プール教室事業は指定管理業務の一部のため、プール教室事業単体での収支は不明です。指定管理全体としての収支は市のホームページで公表している各年度の「指定管理者制度活用事業 評価シート」をご確認ください。 プール教室参加人数実績は企業ノウハウ保護の関係で非公開となります。
116	-	資料17				ヨネッティー堤根・王禅寺利用実績(令和元年度～令和4年度)	温水プール利用者人数は、プールにおける教室事業等の参加者は含まれていますでしょうか。それとも、基本的に個人利用者数のみの表記でしょうか。	温水プール利用者人数に、プールにおける教室事業等の参加者は含まれていません。
117	-	資料17				令和4年度実績内訳	令和4年度実績内訳における「ポイントカード」「共済組合事業」の定義及びその利用者の利用料金体系につき、ご教示ください。	ポイントカードについては、当時の指定管理者の提案事業で行っていた、利用者へ配布しているポイントカードによる利用があった場合の利用を指します。 共済事業については、神奈川県地方職員共済組合や神奈川県警察共済組合、神奈川県公立教員共済組合、国民健康保険の事業において、各組合から(国民健康保険については川崎市から)プール無料利用券(1時間)を配布しています。 トレーニングルームについても同様に1回利用無料となっています。(公立教員共済組合はプールのみ) なお、利用券利用に係る収入については、各組合等から指定管理者へ支払いがあります。共済事業については今後も必ずしも継続するものではない点にご留意ください。

■落札者決定基準に関する質問への回答

(落札者決定基準に関する質問はありませんでした)

■様式集に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
118	2	2	(3)			参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類	設計業務と工事監理業務を兼ねる場合、共通の添付資料（会社概要等）は「3-5設計業務に当たる者」に添付し、「3-8工事監理業務に当たる者」には添付しなくて良いという理解でよろしいでしょうか。もしくは、共通の添付資料（会社概要等）は最後に各社ごとに綴じた方がよろしいでしょうか。	1 企業が複数業務を行う場合、様式3-5～様式3-11において共通する添付書類は、いずれか1つの様式への添付とし、その他は「様式3-5に同じ」等の記載した用紙を綴じて提出してください。
119	2	2	(3)			参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類	副本は正本の写しの提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	3	2	(5)	ア	(ア)	企業名の記載	正本・副本とも構成員・協力企業の名称が類推できるような記載を行わないこととございますが、応募グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	応募グループに属さない企業であっても親会社・子会社等で構成員・協力企業の名称が類推できるような企業名については記載を行わないでください。応募グループに属さない企業であり、構成員・協力企業の名称が類推できない企業は記載することは可能です。
121	3	2	(5)	ア	(ア)	企業名の記載	「正本・副本とも構成員・協力企業の名称が類推できるような記載を行わない」と記載がございますが、構成員・協力企業以外の連携を行う企業や団体の名称は記載してもよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 120の回答をご参照ください。
122	5	2	(5)	オ	d.	全体配置図	図面の上側又は左上側を北とすることとありますが、右上側を北としてもよろしいですか。	様式集を「図面の上側又は左上側を北とすること。」を「図面の上側又は右上側を北とすること。」に変更します。
123	9	様式3-1				参加表明書	代表企業の代表者氏名、また印は貴市の「業務委託有資格業者名簿」または「競争入札参加資格名簿」登録申請時の代表者氏名、また印と同じで良いでしょうか。	市の「業務委託有資格業者名簿」または「競争入札参加資格名簿」登録申請時の代表者氏名・印としてください。
124	9	様式3-1				参加表明書	入札参加表明書について、記名及び捺印は貴市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿登録に届出をしている委任先の記名及び捺印になりますでしょうか。それとも代表者の記名・捺印になりますでしょうか。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 123の回答をご参照ください。
125	10	様式3-2				入札参加グループ構成表	構成表に記載される構成員、または協力企業の代表者氏名、また印は貴市の「業務委託有資格業者名簿」または「競争入札参加資格名簿」登録申請時の代表者氏名、また印と同じで良いでしょうか。	市の「業務委託有資格業者名簿」または「競争入札参加資格名簿」登録申請時の代表者氏名・印としてください。
126	10	様式3-2				入札参加グループ構成表	1枚につき複数企業の記載ですと、もしご記載等が出た際の修正等に時間がかかるため、1枚につき、1構成員、または1協力企業の記載でよろしいでしょうか。	1枚につき、1構成員、または1協力企業の記載は可能です。ただし、全ての構成員、協力企業分を提出してください。
127	16	様式3-5	添付書類			共通1	「会社概要」は各社のパンフレットやホームページの該当箇所の印刷等の提出としてもよろしいでしょうか。	当該企業の業務内容や企業の概要がわかる範囲においてご理解のとおりです。
128	16	様式3-5	添付書類			共通4	納税証明書の写しは「納税証明書その3の3」の提出でよろしいでしょうか。その他の様式3-6～3-10も同様でよろしいでしょうか。	国税についてご理解のとおりです。都道府県民税及び市民税についても納税証明書で未納がないことを確認できる書類を提出して下さい。

■様式集に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
129	18	様式3-6	添付書類			入札参加資格審査申請書（解体撤去業務に当たる者）	解体業務と建設業務を同じ企業が 行う場合、3-6で添付した書類の うち、共通添付書類については、3 -7では「3-6に同じ」等の記載し た用紙の添付にて提出でよろしい でしょうか。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回 答No. 118の回答をご参照ください。
130	18	様式3-6	添付書類			入札参加資格審査申請書（解体撤去業務に当たる者）	様式3-6の添付書類6と3-7のの 添付書類7は実績を証する書類の添 付が求められていますが、添付書 類の説明欄では「※共同企業体の 構成企業としての実績は、出資比 率が100分 の20以上のものに限る。」と記載 があり、欄外の補足説明には「※ 7 添付書類6について、共同企 業体の実績を記入する場合は、代 表企業としてその共同企業体中最 大の出資を行ったことを証明する 資料を添付してください。」とご ざいますが、共同企業体での実績 は、出資比率が100分の20以上の構 成企業としての実績も含まれる、 との理解でよろしいでしょうか。	様式3-6と様式3-7について、※7の記載を削 除します。よって、様式3-6の添付書類6と様 式3-7の添付書類7について、いずれも、共同 企業体の構成企業としての実績は、出資比率 が100分の20以上のものに限るものとします。
131	22	様式3-8	添付書類			入札参加資格審査申請書（工事監理業務に当たる者）	上記と同様、工事監理業務に当た る者が設計業務に当たる者と同じ 場合、3-5で添付した書類のう ち、共通添付書類については、3- 8では「3-5に同じ」等の記載した 用紙の添付にて提出でよろしいで しょうか。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回 答No. 118の回答をご参照ください。
132	24	様式3-9				共通2	入札参加資格審査申請書（維持管 理業務に当る者）の中で、共通2に 記載の貸借対照表・損益計算書 （直近3期分）について、直近 （2023年度）が提出できない場合 は、2022年度から3期分でよろしい でしょうか。 連結決算も同様でよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
133	24	様式3-9				共通4	納税証明書の写しは「その3の 3」の提出という理解でよろしい でしょうか。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回 答No. 128の回答をご参照ください。
134	26	様式3-10	添付書類			入札参加資格審査申請書（運営業務に 当たる者）	入札参加資格審査申請書添付書類 の貸借対照表・損益計算書につい て、直近（2023年度）の提出がで きない場合、2022年度から3期分、 連結決算は2022年度の1期分でよろ しいでしょうか。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回 答No. 132の回答をご参照ください。
135	26	様式3-10	添付書類			入札参加資格審査申請書（運営業務に 当たる者）	納税証明書の写しは、本社所在地 のものを提出するという理解でよ ろしいでしょうか。 また、電子納税証明書を印刷した ものでよろしいでしょうか。	前段については、市の「業務委託有資格業者 名簿」または「競争入札参加資格名簿」に登 録してある事業所所在地のものとしてくださ い。当該事業所で国税の納税がない場合は、 国税については本社所在地のものとしてくだ さい。 後段については、可とします。
136	26	様式3-10	添付書類			入札参加資格審査申請書（運営業務に 当たる者）	資格者数を確認できる資料とは、 資格名称と人数を記載したものを 準備すればよろしいでしょうか。 それとも資格者名簿が必要でしょ うか。どのようなものを想定され ているかご教示ください。	資格名称と人数が分かる資料または資格者名 簿をご提出ください。
137	27	様式3-11				入札参加資格審査申請書（その他業務 に当たる者）	その他業務について、どのような 業務を担うのか、詳細の業務内容 について記載が必要でしょうか。	様式3-11への記載は不要です。

■様式集に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
138	46	様式9-9				施設整備費内訳書	オレンジ色で表示されているサービス対価A 計を記入するセルについては、各年度ごと合計額が記載できる様式へのご変更をお願いします。	ご質問を踏まえ、様式9-9のサービス対価Aの合計に係る記載方式を変更します。
139	48 50	様式10-1-2 様式10-1-3				利用料金等提案表 利用料金等収入内訳書	現状、「想定利用料金等収入」の「単価（E列）」は様式10-1-2で提案した利用料金等（税抜）を記載し、「想定利用料金等収入」は注書のとおり「税抜」で記載することとなっていますが、47行は「合計（税込）」となっています。 <u>実務上、利用者にお支払い頂く利用料金は「税込」であり、必ずしも当該税込料金の税抜価格が整数となるとは限りません（例：ヨネッティ王禅寺のプール利用料金（税込、1時間） 大人330円、小人160円）。</u> そのことを踏まえて、様式10-1-3「想定利用料金等収入」の金額を税込金額でまずは合計するために47行を「合計（税込）」とし、入札金額は税抜ベースのため、48行で「合計（税抜）」を計算する様式になっているのではないかと考えます。 上述の実務を踏まえ、様式10-1-2及び様式10-1-3を「消費税等込みで記載」とし、様式10-1-3の51行で「合計（税抜）」を計算する様式へ変更して下さい。	ご質問を踏まえ、様式10-1-2における利用料金等の記載を税込み表記へと変更します。合わせて様式10-1-3も変更します。 なお、ヨネッティ王禅寺の温水プール、トレーニングルームの子ども料金は110円（税込み）です。
140	48 50	様式10-1-2 様式10-1-3				利用料金等提案表 利用料金等収入内訳書	より多くの市民に利用して頂くために事業者が提案する料金体系に基づき、「様式10-1-2（WORD）の単位欄」及び「様式10-1-3（EXCEL）の想定利用者数の単位欄」の単位を変更してもよろしいでしょうか。 なお、当該料金体系が要求水準書「2 施設運営の基本要件(5)利用料金等の設定の考え方」に記載の表5-6及び表5-7の範囲内であることを、必要に応じて貴市との競争的対話にて確認致します。	料金体系については事業者に提案を求める事項ではないため不可とします。
141	50	様式10-1-3				利用料金等収入内訳書	セルE26-27が「単位」となっていますが、51行注書に『想定利用料金等収入シートの「単位」欄』と記載されています。セルE26-27は「単価」が正しいとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。セルE26-27を「単価」と変更します。
142	50	様式10-1-3				利用料金等収入内訳書	合計（税込）欄は消費税及び地方消費税を含めた記載を行いますでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	50	様式10-1-3				利用料金等収入内訳書	合計（税別）欄はそれより上の欄（合計（税込）を除く）の小計等の合計と理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 139の回答をご参照ください。

■様式集に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
144	63	様式11-5				修繕費内訳書 (什器・備品 等修繕・更新 費含む)	セルF44の記載は以下の認識でよろ しいでしょうか？ 【誤（現状）】 (様式9-11)「施設整備費内訳 書」の「Ⅴ 什器備品設置業務」 の金額 【正】 (様式9-9)「施設整備費内訳書」 の「Ⅶ 什器備品業務」の金額	セルF44について、(様式9-11)「施設整備費 内訳書」の「Ⅴ 什器備品設置業務」の金額 を、(様式9-9)「施設整備費内訳書」の「Ⅶ 什器備品設置業務」の金額と変更します。
145	63	様式11-5				修繕費内訳書 (什器・備品 等修繕・更新 費含む)	セルF52の記載は以下の認識でよろ しいでしょうか？ 【誤（現状）】 (様式9-11)「施設整備費内訳 書」の「Ⅲ 什器備品設置業務」 の金額 【正】 (様式9-9)「施設整備費内訳書」 の「Ⅲ 什器備品業務」の金額	セルF52について、(様式9-11)「施設整備費 内訳書」の「Ⅲ 建設業務」の金額を、(様 式9-9)「施設整備費内訳書」の「Ⅴ 建設業 務」の金額と変更します。
146	68	様式12-5				長期収支計画	長期収支計画のうち、「2資金計 画」の単位は円単位ではなく、千 円単位で記載するという理解で宜 しいでしょうか。また、その場 合、千円以下の単位は四捨五入 し、表記すれば宜しいでしょう か。	「2資金計画」について、「千円単位」ではな く、「円単位」での記載へと変更します。

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
147	3	第5条	2			業務の委託、 請負	「事業契約の締結後速やかに、前項の定めるところにより請負又は業務委託を受けた各当事者（以下本条において「各当事者」という。）と特別目的会社との間で、それぞれ請負契約、業務委託契約又はこれらに代わる覚書等を締結させ」との記載がございますが、設計完了前の建設請負工事契約締結は困難なため、覚書での対応とさせていただいて問題ないでしょうか。	可能です。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
148	3	第1章	第8条	3	(1)	契約の保証	契約保証金ではなく、履行保証保険に加入する際、保険会社から、履行する業務についての契約が未締結の状態では実態が無いとみなされ、締結済みであることが求められることがあります。保険の付保は事業契約の締結までではなく、締結後速やかに行うという形でよろしいでしょうか。	事業契約締結日までに履行保証保険に加入してください。押印前の契約書等を事業契約締結前にお示しします。
149	4	第1章	第8条	3	(1)	契約の保証	履行保証保険を付保する場合、事業者だけでなく、業務を受託する構成員や協力企業が付保することは可能でしょうか。	可能としますが、事業者を被保険者とし、保険金請求権上に、本事業に関連する市の事業者に対する違約金支払請求権を被担保権として、市を第一順位とする質権を設定することとしてください。 なお、ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）第8条を変更します。
150	4	第1章	第8条	3	(1)	契約の保証	構成員や協力企業が履行保証保険に加入することが可能な場合、各社が付保する保険金額の合計が保証額以上となれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 149の回答をご参照ください。
151	4	第1章	第8条	3	(1)	契約の保証	履行保証保険を付保する場合、維持管理・運営期間中については1年契約の更新でもよろしいでしょうか。	可能とします。 併せて、入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 149の回答をご参照ください。
152	8	第3章	第25条		(2)	要求水準書の変更手続き	「事業者は、前号に掲げる通知を受けた日から20日以内に意見書を提出するものとする」とありますが、協議等手続きを考えると30日以内に變更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
153	9	第4章	第27条			第三者の使用等	「事業者は、施設整備業務に係る構成員又は協力企業の変更若しくは追加をしてはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。」と記載ございますが、これは、川崎市の指名停止又は倒産法制上の手続きが対象との認識で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）第27条第1項のただし書きの場合は、市の指名停止又は倒産法制上の手続きが生じた場合に限りません。
154	12	第4章	第34条	1		基本設計図書及び実施設計図書の提出	建設期間中の融資を受けやすくするため、基本設計図書の貴市による確認結果通知を「書面による通知」として頂くことをお願いします。	事業契約書（案）第109条第1項のとおり、通知は書面で行います。
155	12	第4章	第34条	1		基本設計図書及び実施設計図書の提出	建設期間中の融資を受けやすくするため、基本設計図書の市による確認結果通知を「書面による通知」として頂きたいをお願いします。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 154の回答をご参照ください。
156	12	第4章	第34条	1		基本設計図書及び実施設計図書の提出	建設期間中の融資を受けやすくするため、基本設計図書の貴市による確認結果通知を「書面による通知」として頂くことは可能でしょうか。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 154の回答をご参照ください。
157	13	第4章	第34条	2		基本設計図書及び実施設計図書の提出	建設期間中の融資を受けやすくするため、実施設計図書の貴市による確認結果通知を「書面による通知」として頂くことをお願いします。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 154の回答をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
158	13	第4章	第34条	2		基本設計図書及び実施設計図書の提出	建設期間中の融資を受けやすくするため、実施設計図書の市による確認結果通知を「書面による通知」として頂きたいをお願いします。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 154の回答をご参照ください。
159	13	第4章	第34条	2		基本設計図書及び実施設計図書の提出	建設期間中の融資を受けやすくするため、実施設計図書の貴市による確認結果通知を「書面による通知」として頂くことは可能でしょうか。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 154の回答をご参照ください。
160	15	第4章	第39条	4		各種調査	図面から判断できない既存施設における地中埋設物（山留等）につきましては、参考資料に記載されていない地質障害、埋蔵文化財、不発弾、その他の地中障害物等に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	19	第4章	第45条			市による本施設の完成検査及び完成確認通知の交付	「事業者の費用負担により、次項に規定する方法により完成検査を行う。」とございますが、想定される費用項目、またどの程度の費用になるかございましたらご教授願います。	人件費や完成検査時の試運転に必要な費用等を想定します。
162	21	第4章	第46条	5	(6)	本施設の契約不適合	民法第637条第1項に従い、契約不適合責任期間を「1年以内」として下さい。	原案のとおりとします。
163	21	第4章	第46条	5	(6)	本施設の契約不適合	民法第637条第1項に従い、契約不適合責任期間を「1年以内」として下さい。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 162の回答をご参照ください。
164	21	第4章	第46条	5	(6)	本施設の契約不適合	民法第637条第1項に従い、契約不適合責任期間を「1年以内」としていただけないでしょうか。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 162の回答をご参照ください。
165	21	第4章	第46条	5	(8)	本施設の契約不適合	住宅品確法第2条『「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）』の定義に照らし、本施設は住宅ではありません。本施設が非住宅にも関わらず、本条を規定している理由をご教示ください。住宅品確法の条項を適用することに合理性がない場合は、本条を削除して下さい。	本施設の構造耐力上主要な部分の定義を明確にするため、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条に記載されている表現を引用しているものです。原案のとおりとします。
166	21	第4章	第46条	5	(8)	本施設の契約不適合	本施設が非住宅はないため、住宅品確法の条項を適用することには合理性がないと判断します。本条文を削除していただけませんか。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 165の回答をご参照ください。
167	21	第4章	第46条	5	(8)	本施設の契約不適合	住宅品確法第2条『「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）』の定義に照らし、本施設は住宅ではありません。本施設が非住宅にも関わらず、本条を規定している理由をご教示願います。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 165の回答をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
168	31	第5章	第67条	3		維持管理業務の実施	維持管理業務に一部運営業務企業にて行う方が効率的な業務が含まれており、運営業務に一部維持管理企業にて行う方が効率的な業務が含まれているため、「事業者又は維持管理企業が実施する維持管理業務は、常に、維持管理業務に関する要求水準書及び事業者提案を満たすものでなければならない。」という文言の削除についてご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。事業者内で適切に役割分担をしてください。
169	35	第5章	第72条	2	(1)	利用料金等	「市主催の事業」の具体事例や開催頻度・開催曜日につき想定していることをご教示ください。	現時点での想定はありません。
170	40	第7章	第83条	1	(9)	本施設引渡し前の市による契約解除等	本項4号と重複しているため、削除ください。	事業契約書（案）第83条第1項第（9）を削除し、以下号数番号を繰り上げます。
171	40	第7章	第83条	3		本施設引渡し前の市による契約解除等	施設整備費の100分の10に相当する額に消費税および地方消費税は含まれますでしょうか。	事業契約書（案）別紙1 3 9のとおり、施設整備費には消費税及び地方消費税額を含みます。
172	40	第7章	第83条	4		本施設引渡し前の市による契約解除等	出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	41	第7章	第84条	3		本施設引渡し前の事業者による契約解除等	本条は「市が本契約上の重要な義務に違反した場合」に係る規定であるにも関わらず、出来高の買取に係る支払方法が「市の選択」により決定することになっています。「市の選択」ではなく、「事業者と協議の上、合意した支払条件に従い、支払う。」に修正して下さい。	原案のとおりとします。
174	43	第7章	第86条	3		本施設引渡し前の不可抗力による契約解除	本条は不可抗力発生に係る規定であるにも関わらず、出来高の買取に係る支払方法が「市の選択」により決定することになっています。「市の選択」ではなく、「事業者と協議の上、合意した支払条件に従い、支払う。」に修正して下さい。	原案のとおりとします。
175	43	第7章	第87条	6		本施設引渡し後の市による契約解除等	当該事業年度のサービス対価（施設供用業務費等相当額分）の100分の10に相当する額に消費税および地方消費税は含まれますでしょうか。	事業契約書（案）別紙1 2 9のとおり、サービス対価（施設供用業務費等相当額分）には消費税及び地方消費税額を含みます。
176	46	第7章	第88条	4		本施設引渡し後の事業者による契約解除等	本条は「市が本契約上の重要な義務に違反した場合」に係る規定であるにも関わらず、出来高の買取に係る支払方法が「市の選択」により決定することになっています。「市の選択」ではなく、「事業者と協議の上、合意した支払条件に従い、支払う。」に修正して下さい。	原案のとおりとします。
177	46	第7章	第89条	2		本施設引渡し後の法令変更による契約解除等	本条は法令変更に係る規定であるにも関わらず、出来高の買取に係る支払方法が「市の選択」により決定することになっています。「市の選択」ではなく、「事業者と協議の上、合意した支払条件に従い、支払う。」に修正して下さい。	原案のとおりとします。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	質問への回答
178	47	第7章	第90条	2		本施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等	本条は不可抗力発生に係る規定であるにも関わらず、出来高の買取に係る支払方法が「市の選択」により決定することになっています。「市の選択」ではなく、「事業者と協議の上、合意した支払条件に従い、支払う。」に修正して下さい。	原案のとおりとします。
179	63	別紙1	56			不可抗力	新型コロナウイルス等による感染症拡大についても不可抗力として扱われるとの理解で宜しいでしょうか。	新型コロナウイルス蔓延による緊急事態宣言発出のような事態は不可抗力に含まれ得ますが、感染症拡大が具体的状況下で不可抗力と判断されるかについては、国や自治体等が示す指針等の内容、社会状況等を考慮して個別具体的に判断します。
180	63	別紙1	56			不可抗力	コロナ禍及びウクライナ戦争を踏まえた最近のPFI事例と同様に不可抗力の定義に以下を加えて下さい。 「戦争、テロリズム、放射性汚染」「疫病、感染症」	不可抗力に示す事象はあくまで例示です。原案のとおりとします。疫病及び感染症の扱いは入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 179をご参照ください。
181	66	別紙2	1	(3)		整備施設概要	規模の欄に記載されている数値は、契約時に、提案時の面積に修正される、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	67	別紙2	2			事業期間	余熱供用開始が令和17年10月（予定）と記載がございますが、余熱の供用開始が10月以降となり、ボイラー使用期間が伸びた際は、その増加費用分のサービス対価Cの見直しが行われるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答No. 42をご参照ください。
183	70	別紙4	1	(3)		普通火災保険	施設整備業務に係る保険のうち、普通火災保険については、建設工事保険の特約等で火災がカバーされる場合は、普通火災保険の付保は必要ないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	76	別紙8	③			法令変更による費用の負担割合	「事業者の利益に課される税制度の新設及び変更 に関する法令の制定・改正の場合」事業者負担割合が100%と記載されておりますが、これは増税の際、その割合を利用料に加算することが認められるとの理解でよろしいでしょうか。また、長期にわたる事業期間の中で、税制度の変更を全て事業者、またはそれを利用者へ転換することが厳しい場合も想定されますので、負担割合は協議、として頂けませんでしょうか。	前段について、利用料金は条例で制定するため、必ずしも税制度の変更に伴って変更できるものではありません。川崎市「使用料・手数料の設定基準」に基づき変更することとなります。 後段について、税制度の変更により本事業関連書類に従って本業務を履行することが不可能又は著しく困難となる場合は、事業契約書（案）第95条第2項に基づき協議することとしています。また、別紙8のとおり、全ての税制度の変更にかかる増加費用を事業者負担としているものではありません。